

婚姻届の書き方



婚姻届

令和 6 年 5 月 1 日届出

愛知県豊田市長 殿

受 理 令和 年 月 日		発 送 令和 年 月 日				
第 号		長 印				
送 付 令和 年 月 日						
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通 知

(1)	(よ み か た) 氏 名	夫 に な る 人		妻 に な る 人	
		とよた 氏	いちろう 名	あいち 氏	あきこ 名
	生 年 月 日	60 年 5 月 5 日		元 年 3 月 3 日	
(2)	住 所	愛知県豊田市西町		愛知県豊田市東町	
	(住民登録をしているところ)	3丁目60番地		2丁目30番地	
		(マンション名等) 西町ハイツ 107号		(マンション名等)	
		世帯主 豊田 一郎		世帯主 愛知 春男	
(3)	本 籍	愛知県豊田市北町		愛知県豊田市東町	
	(外国人のときは 国籍だけを書いてください)	四丁目 5 番地 6 番		二丁目 30 番地 番	
	筆頭者の氏名	豊田 寿之		愛知 春男	
	父母及び養父母の氏名	父 豊田 寿之	続き柄 二 男	父 愛知 春男	続き柄 長 女
	父母との続き柄	母 豊田 結子		母 愛知 和美	
	(右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には その他の欄に書いてください)	養父	続き柄	養父	続き柄
		養母	養 子	養母	養 女
(4)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	新本籍 (左の☑の氏の人 がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)			
		愛知県豊田市〇〇町〇丁目 〇〇 番地 〇〇 番			
(5)	同居を始めたとき	☑平成 4 年 5 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始め たときのうち早いほうを書いてください) ☐結婚式も同居もしていない			
		☑令和			
(6)	初婚・再婚の別	☑初婚 再婚 (☐死別 ☐離婚 年 月 日) ☐初婚 再婚 (☐死別 ☐離婚 平成 28 年 5 月 1 日)			
(7)	同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯			
		(国勢調査の年… 年の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)			
(8)	夫 妻 の 職 業	夫の職業		妻の職業	
	その他				
	届 出 人 署 名 (※押印は任意)	夫 豊田 一郎 印		妻 愛知 秋子 愛知 印	
	事 件 簿 番 号				
		住 所 を 定 め た 年 月 日		連 絡 先	
		夫 昭和 令和 年 月 日		夫 電話 080 (1234) ××××	
		妻 昭和 令和 年 月 日		妻 電話 0565 (31) △△△△	

記入の注意 消えるボールペンで書かないでください

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。
その日が土・日曜日や祝日でも届けることができます。
届書は、1通でさしつかえありません。

証人の方に証人欄の記入をお願いする際は、証人欄の全てを正確に記入していただくようお願いください。
詳しくは5ページをご覧ください。

証 人	
署 名 (※押印は任意)	豊田 寿之 印
生 年 月 日	30 年 1 月 1 日
住 所	愛知県豊田市北町 4丁目5番地6 (マンション名等)
本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書いてください)	愛知県豊田市北町 四丁目 5 番地 6 番
署 名	藤岡 桜子 桜子 印
生 年 月 日	5 年 2 月 2 日
住 所	愛知県豊田市南町 1丁目7番地8 (マンション名等)
本 籍	愛知県豊田市南町 一丁目 7 番地 8 番

届出できる場所（豊田市役所）

※ 閉庁時間は豊田市役所南庁舎時間外窓口、足助支所時間外窓口でのみ届出できます。詳しくは5ページをご覧ください。

名称	電話番号	名称	電話番号
市民課	0565-34-6994	下山支所	0565-90-4411
旭支所	0565-68-2213	高岡支所	0565-53-7779
足助支所	0565-62-0600	高橋支所	0565-80-0077
稲武支所	0565-82-2511	藤岡支所	0565-76-2103
小原支所	0565-65-2001	松平支所	0565-58-0001
上郷支所	0565-21-0001	石野出張所	0565-41-2001
猿投支所	0565-45-1211	保見出張所	0565-48-8006

太枠内を訂正するときは、2人の訂正署名又は訂正印が必要です。
婚姻後に夫婦で名乗る氏を選択してください。
新本籍は存在する地番しか置けません。
〇〇番地△△のように枝番がある場合は、必ず枝番まで記入してください。

確認済

- ☐住所地
- ☐本籍地
- ☐新本籍 ☐街区符号
- ☐夫妻の父母氏

婚姻届に押印する場合は、婚姻前の氏名の印鑑を使用してください。

- ◎署名欄は、必ずご本人が自署してください。
- ◎届出人・証人共に、押印は任意です。
なお、押印する場合は、各々の印(朱肉を付けて押す印鑑・認印可)を押してください。
- ◎届出人署名欄に押印をしている場合は、署名欄に押印した印鑑を御持参ください。
(訂正印が必要なときに使用します)

